

議案第1号	令和8年度習志野市一般会計予算
議案第2号	令和8年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和8年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和8年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和8年度習志野市ガス事業会計予算
議案第6号	令和8年度習志野市水道事業会計予算
議案第7号	令和8年度習志野市下水道事業会計予算
議案第8号	令和7年度習志野市一般会計補正予算（第6号）
議案第9号	令和7年度習志野市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第10号	令和7年度習志野市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第11号 習志野市附属機関設置条例の制定について

現在個別に規定している「地方自治法」第138条の4第3項の附属機関の設置等に関し、一括して必要な事項を定めるものです。

1 次の事項について規定します。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・執行機関が委嘱し、又は任命する。 ・執行機関は、委員を再任することができる。 ・委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ・執行機関は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。
会長等及び職務代理者	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関に会長又は委員長及び会長等の職務を代理する者を置く。 ・会長等は、当該附属機関の会務を総理し、当該附属機関を代表する。 ・職務代理者は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときはその職務を代理する。
臨時委員 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。 ・臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。 ・臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 <p>※1 議事に関係のある臨時委員は、議決権を有する。</p>
専門委員 ^{※2}	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。 ・専門委員は、当該専門の事項に関し専門的知識のある者のうちから、執行機関が委嘱する。 ・専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 <p>※2 議決権を有しない。</p>

守秘義務	委員(臨時委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議は、会長等が招集し、議長となる。 ・会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 ・会議は、会長等が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により開催することができる。 ・会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ・委員は、自己の利害に関係する事項についての審議に参加することができない。 ・附属機関は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
部会	附属機関は、必要に応じ、部会を置くことができる。
個別の附属機関	名称、担任する事務、委員の構成、委員の定数及び委員の任期を定める。

(次頁に続く。)

2 次の附属機関を新たに設置します。

- (1) 習志野市表彰候補者選考委員会
- (2) 習志野市市民協働推進委員会
- (3) 習志野市農業振興地域整備促進審議会
- (4) 習志野市福祉有償運送運営協議会
- (5) 習志野市予防接種健康被害調査委員会
- (6) 習志野市障がい者地域共生協議会
- (7) 習志野市障がい者基本計画策定委員会
- (8) 習志野市地域公共交通会議
- (9) 習志野市営住宅家賃検討委員会
- (10) 習志野市営住宅入居者選考委員会
- (11) 習志野市医療的ケア実施検討委員会
- (12) 習志野市保育指導委員会
- (13) 習志野市教育支援委員会

3 次の附属機関を廃止します。

- (1) 習志野市中小企業資金融資運営委員会
- (2) 習志野市交通安全推進審議会
- (3) 習志野市青少年問題協議会
→習志野市いじめ問題・青少年問題対策連絡協議会に再編

4 次の附属機関の名称を改正します。

- (1) 習志野市長期計画審議会 → 習志野市総合計画審議会
- (2) 習志野市子ども・子育て会議 → 習志野市こども若者会議

5 附属機関の設置等のみを規定している次の条例を廃止します。

- (1) 習志野市長期計画審議会条例
- (2) 習志野市市有財産調査委員会条例
- (3) 習志野市住居表示審議会条例
- (4) 習志野市国民保護協議会条例
- (5) 習志野市防災会議条例

- (6) 習志野市特別職報酬等審議会条例
- (7) 習志野市空家等対策協議会条例
- (8) 習志野市福祉問題審議会条例
- (9) 習志野市新型インフルエンザ等対策審議会条例
- (10) 習志野市障害支援区分審査会の委員の定数等を定める条例
- (11) 習志野市環境審議会条例
- (12) 習志野市都市計画審議会条例
- (13) 習志野市建築審査会条例
- (14) 習志野市子ども・子育て会議条例
- (15) 習志野市通学区域審議会条例
- (16) 習志野市青少年問題協議会設置条例
- (17) 習志野市史編さん委員会条例
- (18) 習志野市スポーツ推進審議会条例
- (19) 習志野市消防委員会条例

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第12号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

賃金の上昇、近隣自治体との均衡等を考慮した結果、日額7,300円である委員の報酬額を「日額 9,000円」に改定するものです。

なお、いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員がいじめ重大事態について調査審議する場合又はその結果について調査審議する場合は、「日額 2万2,000円」とし、当該調査審議に係るヒアリングの実施及び報告書の作成に関する事務に従事する場合は、「30分につき 5,500円」とします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第13号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、通勤手当を次のように改正するものです。

- 1 自動車その他の交通用具に対する通勤手当を統合し、次のとおりとします。

区分	現行	改正後
最長の距離区分	70km以上	100km以上 (規則で定める予定)

手当額	最高額：4万7,610円	上限額：6万7,200円 (規則で定める予定)
-----	--------------	----------------------------

2 駐車場の利用に対する通勤手当を、1か月当たり5,000円を上限として新設します。

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年4月1日

議案第14号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「子ども・子育て支援法」の改正により、新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」^{※1}が創設されたことに伴い、当該給付の支給に関する事務について、庁内の同一機関における情報連携^{※2}に係る規定を整備します。

※1 特定乳児等通園支援いわゆる「こども誰でも通園制度」を利用した保護者に対し、その利用に係る費用を支給する制度をいいます。

※2 市長事務部局の部局間等、同一機関の内部における情報連携をいいます。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続法の改正により、聴聞及び弁明の機会の付与の通知[※]に係る公示送達デジタル化されることから、条例に基づく当該通知についても同様の取扱いとするため、改正するものです。

※ 許可の取消し等、不利益処分をする前に、処分される者の意見を聴くために行う手続に関する通知をいいます。

1 公示方法について、次のように改正します。

現行	改正後
市庁舎掲示場への掲示	市ホームページへの掲載 (規則で定める予定)
	+
	・市庁舎掲示場への掲示 又は ・市に設置したパソコン等による閲覧

2 その他文言整理をします。

(施行期日)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）から施行します。

議案第16号 習志野市農業委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

農業委員会の委員の定数を、次のように改正するものです。

現行	改正後
16人	13人

(施行期日)

令和8年10月7日から施行します。

議案第17号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険法の改正等に伴い、改正するものです。

- 1 子ども・子育て支援金制度[※]の創設に伴い、当該支援金を被保険者から保険料として徴収するための規定を整備します。

※ こどもたちや子育て世帯を全世帯・全世代で支える仕組みであり、支援金は、児童手当の所得制限撤廃、妊婦のための支援給付、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）等のために使われます。

- 2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第18号 習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の改正等に伴い、改正するものです。

1 公示送達のデジタル化

公示方法について、次のように改正します。

現行	改正後
市庁舎掲示場への掲示	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> 市ホームページへの掲載 (国の地方税法施行規則で規定) </div> <p style="text-align: center;">+</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;"> ・市庁舎掲示場への掲示 又は ・市に設置したパソコン等による閲覧 </div>

2 市税の減免に係る申請期限の変更

市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税に係る減免の申請期限を、「納期限の7日前まで」から「納期限まで」とします。

(施行期日)

1については、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行します。

2については、令和8年4月1日から施行します。

議案第19号 習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例及び習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

本市が定める基本構想、基本計画及び実施計画の総称を「長期計画」から「総合計画」に変更することに伴い、条例における総称の引用を廃止し、「各種計画」とします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第20号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

「介護保険法施行令」の改正に伴い、改正するものです。

令和7年度税制改正による給与所得控除の見直し※により、合計所得金額が減少する第1号被保険者について、介護保険料の所得段階が変わらないよう、当該税制改正前の基準により算定する特例を設けるものです。

※ 給与所得を計算する際に収入から差し引かれる「給与所得控除」の最低額である最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、給与収入が190万円以下の場合是一律65万円を控除することとなったことをいいます。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第21号 習志野市環境保全条例の一部を改正する条例の制定について

1 特定建設作業※について、次のように改正するものです。

※ 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動及び粉じんを発生する作業で規則で定めるものをいいます。

(1) 「許可制」から「届出制」に改正します。

(2) 特定建設作業により生活環境が著しく損なわれていると認める場合における市長の命令について、「一時停止命令」から「騒音、振動及び粉じんの防止の方法の改善又は作業時間の変更命令」に改正します。

(3) (1)及び(2)に伴い、罰則について、次のように改正します。

現行		改正後	
特定建設作業 無許可・虚偽申請	1年以下の拘禁刑 又は50万円以下 の罰金	特定建設作業 無届・虚偽届	10万円以下の罰金
特定建設作業 一時停止命令違反		騒音、振動及び 粉じんの防止の 方法の改善・ 作業時間変更 命令違反	20万円以下の罰金

2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第22号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の改正に伴い、改正するものです。

- 1 耐震性が不足している等の理由により建替え等が必要であると認定されたマンションについて特例が追加されることに伴い、既存の手数料を、次のように改正します。

	現行	改正後
手数料の名称	マンションの建替えによる容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え又は更新による容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料
対象	マンションの建替え	マンションの建替えのほか、一棟リノベーション
特例	容積率の緩和	容積率及び高さ制限の緩和

- 2 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第23号 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

「子ども・子育て支援法」の改正により、新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」^{※1}が創設され、特定乳児等通園支援事業者^{※2}が従うべき運営に関する基準を条例で定めることとされたことに伴い、改正するものです。

※1 特定乳児等通園支援、いわゆる「こども誰でも通園制度」を利用した保護者に対し、その利用に係る費用を支給する制度をいいます。

※2 乳児等のための支援給付の支給に係る事業を行う者であることについて、市の確認を受けた者をいいます。

- 1 特定乳児等通園支援事業者が従うべき運営に関する基準について、内閣府令で定められた基準に準じたものとするほか、次の事項を規定します。

(1) 緊急時等の対応

子どもの体調が急変した場合等は、必要に応じて市にその事実及び講じた措置について報告することとします。

(2) 運営規程

暴力団排除に関する事項について、事業者が運営規程に定めることとします。

(3) 事故発生の防止及び発生時の対応

事故が発生した場合は、改善策を含めた事故の処理結果を市に報告することとします。

(4) 記録の整備等

内閣府令で定めるもののほかに整備する記録等及び記録等の保存期間を規則で定めることとします。

2 題名を「習志野市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」とします。

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年4月1日から施行します。

議案第24号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正等に伴い、改正するものです。

1 「簡易サウナ設備^{※1}」の位置、構造及び管理に関する基準を定めます。

※1 屋外のテント型サウナ等に設置する放熱設備（サウナストーブ）のうち、定格出力6kw以下で薪又は電気を熱源とするものをいいます。

2 住宅における出火防止等に資する器具として市が普及を促進するものに「感震ブレーカー^{※2}」を追加します。

※2 地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める器具をいいます。

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和8年3月31日から施行します。

議案第25号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	氏 名	任 期	新任・再任
習志野市実籾	たけ や よし お 竹 谷 嘉 夫	4年	新任

議案第26号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	氏 名	任 期	新任・再任
習志野市奏の杜	たか おか ま ゆ み 高 岡 万由美	4年	新任

議案第27号 工事委託契約の締結について(鷺沼東跨線橋補修工事)

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 鷺沼東跨線橋補修工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 7億4,762万8,000円(税込み)
- 4 契約の相手方 市川市八幡三丁目3番1号
京成電鉄株式会社
- 5 工事場所 習志野市鷺沼台四丁目1834番7地先
- 6 工事期間 契約日から令和11年3月31日まで
- 7 工事概要

(1) 工事延長	15.2m
(2) 有効幅員	2.5m
(3) 床版取替	40㎡
(4) 防護柵交換	30m
(5) 塗装塗替	93㎡
(6) 耐震補強	1式

議案第28号 定期借地権の設定について(旧庁舎跡地活用事業複合商業施設用地)

旧庁舎跡地に、複合商業施設用地として定期借地権を設定するものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番※	地目	地積
習志野市鷺沼一丁目365番1	宅地	5,607.04㎡
習志野市鷺沼一丁目378番3	宅地	167.50㎡
習志野市鷺沼一丁目378番4	宅地	4,639.41㎡
合計		10,413.95㎡

※習志野市鷺沼一丁目1番地内(住居表示街区)

- 2 貸付けの目的 複合商業施設用地
- 3 貸付期間 30年間に建物の築造及び解体に要する期間を加えた期間
(貸付開始日:令和8年8月1日)
- 4 貸付けの相手方 埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
株式会社 ベルク

- 5 貸 付 料 1,111万1,111円/月（消費税非課税）
 ただし、貸付期間中3年ごとに路線価に応じて改定し、
 建物の築造及び解体に要する期間は2分の1とする。

議案第29号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和7年度習志野市一般会計補正予算（第5号））

衆議院の解散に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	789億8,568万円
	補正額	1億 218万5千円
	補正後	790億8,786万5千円

- （歳出概要）・職員給与費
 ・衆議院議員選挙費

（専決処分日）
 令和8年1月16日